

学校で予防すべき感染症の出席停止期間について

学校において予防すべき感染症については学校保健安全法により定められています。

第二種の感染症

インフルエンザ	発症後発熱の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。(かさぶたになるまで)
咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで。
結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	

第三種の感染症

コレラ	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	

注 「その他の感染症」は、必ずしも出席停止の措置をとるものとして定められていないので、場合によっては出席停止にならないこともあります。

感染性胃腸炎(ノロやロタなど)・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑
単純ヘルペス感染症・帯状疱疹・EBウイルス感染症・手足口病・・・ など